日本学術会議傍聴規則

令和８年１０月１日
日本学術会議規則第２号

日本学術会議法(令和７年法律第７０号)第１３条第５項の規定に基づき、日本学術会議傍聴規則を次のように定める。

(総則)
第１条　日本学術会議の総会の傍聴に関しては、この規則の定めるところによる。

(連絡先等の登録)
第２条　傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、その氏名、所属及び連絡先を登録しなければならない。

(傍聴できない者)
第３条　凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、傍聴することができない。

(議場への入場禁止)
第４条　傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)
第５条　傍聴人が傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
一　飲食又は喫煙をしないこと。
二　みだりに傍聴席を離れないこと。
三　議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
四　静粛を旨とし、議事の妨害になるような行為をしないこと。

(オンライン傍聴)
第６条　傍聴人がオンラインにて傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。
一　傍聴用ＵＲＬ、ＩＤ及びパスワードを第三者に漏らさないこと。
二　会議中はカメラ及びマイクをオフにすること。
三　議事の妨害になるような行為をしないこと。

(傍聴人の退席)
第７条　傍聴人は、公開しないこととする議決があったときは、速やかに退席しなければならない。

（係員の指示）

第８条　傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第９条　傍聴人がこの規則に違反したときは、退席させられることがある。

（傍聴、撮影又は録音の制限）

第１０条　議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、傍聴、撮影又は録音を制限することができる。

附　則

この規則は、決定の日から施行する。